

ハローワーク 通信

ハローワーク湯沢のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2025.秋号》

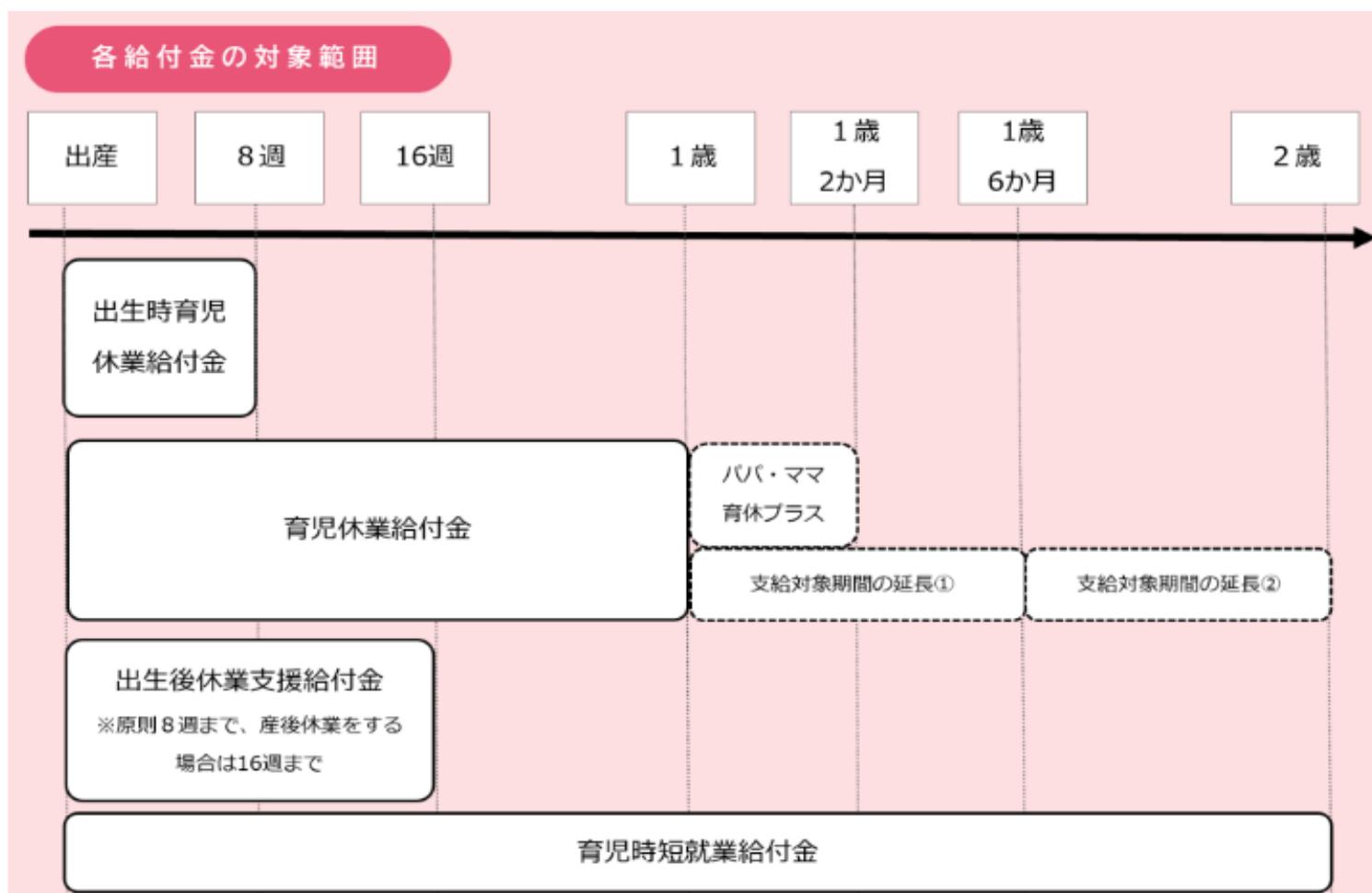
発行：〒012-0033 秋田県湯沢市清水町4-4-3
ハローワーク湯沢（電話0183-73-6117）

求人票提出は求人者マイページから、雇用保険は「e-Gov」または「GビスID」サイトから

育児休業等給付について

育児休業等給付として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金はこども未来戦略（※）に基づき、令和7年4月1日に創設されました。

※ こども未来戦略にはこの他にも様々な子育て支援策が盛り込まれております。詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。



○ 出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金の詳細はこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

○ 育児時短就業給付金の詳細はこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

○ 支給要件及び必要書類は、簡易診断ツールからもご確認いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/syussyougo_kanishindan_00001.html

事業主の皆さまへ

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

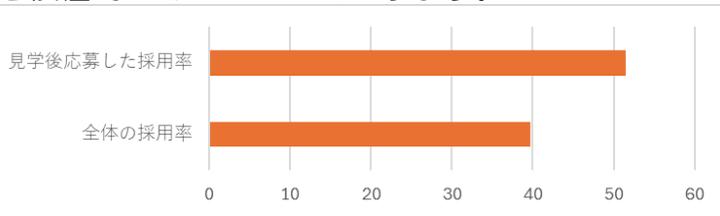
- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算
（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

【トピックス】

『応募前職場見学』を受け入れてみませんか

ハローワーク湯沢では、求人事業所と求職者の相互理解を促進する機会として「**応募前職場見学**」を積極的にオススメしております。



せっかく応募者が出て求人情報と一致しないため不採用となったり、応募者も面接に行ってから思ったのとは違うということで辞退するケースが見受けられます。見学後の応募では**採用率が50%を超えており**、より欲しい人材が応募しています。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催します

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しており、こうした方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

しかしながら企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、ハローワーク湯沢では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっただけのための講座を以下の日程で開催します。



●開催日時 令和7年10月30日(木) 13:30~15:00

●場 所 ハローワーク湯沢 2階 会議室

※受講は無料ですが、先着10名で締め切らせていただきます。

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象 : 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。電話等により申込みください。

事業所への**出前講座**
もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます（オンラインでの実施も可能です）。また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

成功事例から導く シニア・障がい者雇用促進セミナー 開催

開催日 10月22日(水)【申込みは10/17まで】

開催会場 秋田市にぎわい交流館AU

参加方法 現地、又はオンライン（ZOOM）

お申し込み・お問い合わせは

株式会社スタッフサービス

「秋田県障がい者とシニアの活躍応援事業事務局」

メール akita-ouenpjt@staffservice.ne.jp

電話 0120-022-728

第1部 シニア雇用促進セミナー

10:00 ~ 12:00 (受付 9:30)

1. 本事業説明
2. シニア雇用における雇用管理・業務選定・職場環境方法
3. 秋田県の採用マーケットの現状
4. 求職者の最新動向・トレンド
5. 高齢者採用につながる具体的な取り組み・事例

こんな企業様におすすめ

- 人材不足に悩んでいる
- シニアの経験を活かしたいが雇用方法が分からない
- 採用マーケットの現状を知りたいが情報が無い

第2部 障がい者雇用促進セミナー

13:30 ~ 15:30 (受付 13:00)

1. 本事業説明
2. 障がい者雇用における雇用管理・業務選定・職場環境方法
3. テレワーク就労事業の目的と背景
4. 雇用モデル概要
5. スタッフサービス・クラウドワーク事例紹介（障がい者従業員の仕事風景見学・交流会、質疑応答など）
6. 定着のポイント など

こんな企業様におすすめ

- どのような業務を任せていいか分からない
- 長期的に就業してもらえ方が知りたい
- 雇用管理の方法が知りたい

有効中求人での応募は、紹介状の交付をお願いします

ハローワークに有効中求人がある場合は、直接応募があった場合でも**選考前に出来るだけ**ハローワークから紹介状の交付を受けての選考をお願いします。

紹介状の交付を受けないまま選考した場合は、助成金対象者であれば事業所に助成金が交付されないほか、雇用保険受給中の応募者であれば雇用保険の手当が支給されない可能性があります。**（選考後の紹介状の交付は出来ませんのでご注意ください。）**

詳細は秋田労働局のホームページをご確認ください。

URL = <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

ハローワーク湯沢 雇用の動き(令和7年8月)

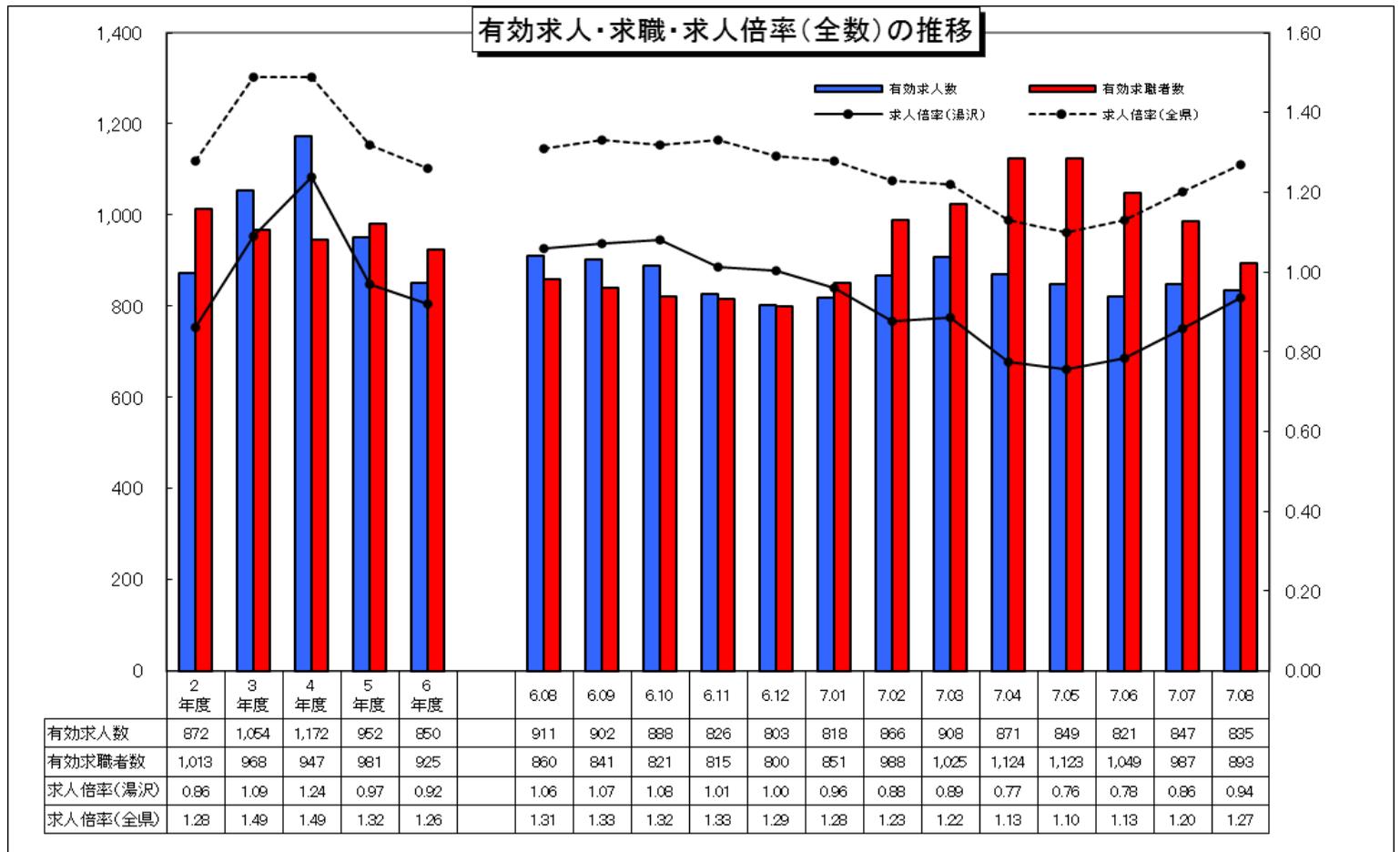
新規求人数(全数)は、対前年同月比で卸売小売業、公務その他のみ増加し、建設業、製造業、運輸業、宿泊飲食業、医療福祉業、サービス業が減少したため、同比20.5%(69人)の減少となった。

新規求職者数(全数)は、対前年同月比5.2%(9人)の増加となった。

月間有効求人倍率(全数)は、対前年同月比で新規求職者が5.2%増加し月間有効求職者も3.8%(33人)の増加となり、新規求人数が20.5%減少し月間有効求人数も8.3%(76人)減少したことから0.94倍(0.12P下降)となり、対前年同月比3か月連続で下降となり8か月連続で1倍を切った。

対前年同月比で新規求人数は2か月ぶりに減少し、新規求職者数は2か月ぶりに増加となった。

今後も、中国経済の減速や物価高の影響による雇用情勢の推移を注視していく必要があるほか、最低賃金の上昇に伴う様々な産業への影響も懸念される。



ハローワークへ求人を出される事業主の皆さまへ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

――― 求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には ―――

事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

実際に相談のあったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。